

## 令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学 校 名	福岡県立直方高等学校
課程又は教育部門	全日制

学校番号

92

## 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法第2条」

## (1) 校内体制づくり

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に主体的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、全職員が共通認識をもって組織的に対応できるよう構築する。

## (2) 家庭・地域との連携

家庭において学校と連携し、生徒の悩みや相談を受け止めるために、家庭と担任、副担任、部活動顧問、養護教諭等関係職員との組織的な連携、協働する体制を構築する。

また、登下校時においては駅、バスセンター、コンビニエンスストアや飲食店、地域住民との連携がとれるよう連絡体制を構築する。

## (3) 関係機関との連携

学校においては校内のみに留まらず、中学校、警察、児童相談所、医療機関、法務局等関係機関との適切な連携がとれるよう連絡体制を構築する。

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

## (1) 教職員全員の共通理解

すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。具体的には、わかる授業づくりに努め、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。また、いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」という危機意識をもって、いじめの未然防止に努める。

## (2) 生徒全員への啓発

命を大切にすることを育む体験活動の充実、学級活動の充実、校長による命の大切さやいじめに関する講話の実施、人間関係をつくる教育活動を実施し、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を作り学校全体に醸成し、いじめの未然防止に努める。また、部室の管理を含めた部活動に参加する生徒に対する指導を特に重視して実施する。

## (3) 具体的な取組

- ア 生徒一人一人を人格のある人間として、その個性と向き合い、人権を尊重した教育活動を実施する。
- イ いじめの未然防止につながる校内研修を実施し、教職員自身の人権感覚を高める。
- ウ 人権教育の充実に努め、障がい者や外国人教育など人権課題を意識しながら学習や体験活動を実施する。
- エ 生徒の居場所づくりや互いに支え合う集団づくりをとおして、人間関係や一人一人の課題に応じた自尊感情を高める取組を実施する。
- オ 定期的な教育相談月間を設定して、生徒が相談しやすい環境を整備する。
- カ ホームルーム活動、学校行事、部活動等をとおして、自己有用感や充実感を育む。
- キ 生徒会活動をとおして、生徒が自主的にいじめ防止を訴えるような取組を実践する。
- ク 保護者等との連携を強化し、保護者等からの相談には誠意をもって対応する。
- ケ 地域社会との連携を強化し、地域における生徒の活動の様子を把握する。
- コ SNS等インターネット上のいじめが急増していることから、「インターネット上のいじめ防止」に関する講演会（外部講師招聘）を毎年1回実施する。
- サ 発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、正しい理解の促進を図る。
- シ いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。
- ス 月1回程度、部室点検を顧問が行う。

## (4) 職員研修会

- ア いじめ未然防止のための校内研修
  - ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、専門家を招き、校内研修会を年2回実施する。
  - ・校内研修会を通して、いじめは自分のクラスでも起こり得るという危機意識をもち、生徒の心の動きを敏感にとらえる豊かな感受性と、苦しみを理解し支える共感性を高め、教職員全員がいじめに対して毅然たる態度で対応できる能力を涵養する。
- イ いじめ早期発見のための校内研修
  - ・いじめの兆候を見逃さない、見過ごさないための取り組みについて、専門家を招き、校内研修会を実施する。
  - ・教職員相互が学年会議やいじめ問題対策委員会で取り上げられた、いじめ問題に

関わる情報交換を行い、情報の共有を図ることができる事例研修会を実施する。

ウ きめ細かな対応が必要な生徒についての理解

- ・発達障がい
- ・性同一性障がい
- ・外国籍 等

エ 校内研修会の企画

- ・実施時期は一学期と二学期の2回とする。
- ・生徒支援部と研修部が実施日、講師招聘について調整する。

### 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、自分から伝えにくいこともあるということを十分に理解する。また、全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人に気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。いじめの早期発見のための措置

ア 記名式学校生活アンケート、記名式いじめアンケート、無記名式いじめアンケートのいずれかを毎月1回実施する。

イ 教育相談強調月間や毎月実施するいじめアンケート等を活用し、個人面談を実施する。

ウ スクールカウンセラー等の来校日を利用して、計画的な教育相談を実施する。

エ 学年ごとの教職員による休み時間や昼休みの校内巡視を毎日実施する。

オ 相談ポストを数か所に設置し、養護教諭が毎日点検する。

カ 保護者等用いじめチェックリストを年間2回配布し、回収・確認する。

キ いじめ問題対策委員会をはじめ、担任会議、学年会議、生徒支援部会議等において「気になる生徒」の情報を収集し、全ての教職員で情報を共有する。

ク オープンハートポスターのHP掲載、教室掲示や生徒手帳に記載するなど、電話相談窓口を生徒に周知する。

※ 上記内容が適切に機能しているか定期的に点検する。

### 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ問題対策委員会を活用して組織的にいじめの認知を行う。

けんかやふざけ合いに見える場合であっても、見えない所で被害が発生している場

合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

心理的または物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない生徒もいることに配慮し、学校は、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて適切に対応する。

インターネットや携帯電話を利用したいじめに対して、ネットパトロールを実施するなど、適切に対応する。

いじめ問題対策委員会は事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。

加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者等の協力、関係機関・専門機関等との連携の下で取り組む。

## (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかにいじめ問題対策委員会に報告し、当該いじめに係る情報を共有して組織的に対応する。当該いじめに係る情報は適切に記録しておく。

部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も同様の対応を行う。

部活動指導員、非常勤講師、外部指導者等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

ア 遊びやふざけあい、けんか等いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

イ 生徒や保護者等から「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

ウ 些細な兆候（けんかも含む）であってもいじめの疑いがある行為には早い段階から的確に関わりをもち、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

エ 発見・通報を受けた教職員（部活動顧問等）は一人で抱え込まず、「いじめ問題対策委員会」へ直ちに報告し、その後は「いじめ問題対策委員会」が中心となり、生徒支援部、当該学年や当該部活動と連携し、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどしていじめの事実の有無の確認を行う。

オ いじめの疑いがある事案を把握した段階で、管理職から県教育委員会へ第一報を入れ、事実確認終了後、文書で報告する。

カ いじめる生徒に対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく警察署と相談して対処する。

キ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに

警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者等への支援

ア いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。

イ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者等に事実関係を伝える。

ウ 生徒や保護者等に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。

エ 当該生徒の不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

オ 当該生徒にとって親しい友人や教職員、家族等と連携し、生徒を支援できる体制を確保する。

カ 当該生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめた生徒との接触を避ける手段を図り、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

キ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、スクールサポーターなど、外部専門家の協力を得る。

ク いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

ケ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は適切に当該生徒やその保護者等に提供する。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者等への助言

ア 当該生徒から事実関係の聴取を行う。

イ 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・スクールサポーターなど外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

ウ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者等に連絡し、事実に対する保護者等の理解や納得を得た上、学校と保護者等が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者等の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

エ 当該生徒へは、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の重大さを自覚させる。

オ 当該生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

カ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

キ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に懲戒を加えることもある。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

イ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

ウ クラス全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を身に付けさせる。

エ 全ての生徒が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるように集団づくりに努める。

#### (6) ネット上のいじめへの対応

ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

イ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに情報発信停止や削除を求めるなど必要な措置を講じる。

ウ 必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。

エ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

オ 早期発見の観点から、関係職員によるネットパトロールを実施する。また、ネット上の人権侵害に関する相談受付など、関係機関の取組についても周知する。

カ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のLINE等メールを利用したいじめなどについては、より目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を計画的に進めるとともに、保護者等に対しても、これらについての情報を提供し理解を求める。

#### (7) いじめの解消

ア いじめの解消については、単に謝罪をもって解消とするのではなく、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為がやんでいること

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

尚、行為がやんでいる、苦痛を感じていない状態が相当の期間継続していることが必要であり、この相当の期間とは、少なくとも3か月以上を目安とする。また、「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、継続して観察する。

イ 当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する。

いじめの解消とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断される。

ウ いじめの解消については、いじめ問題対策委員会の会議により校長が判断する。

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 2 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。
- ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

### (1) 重大事態の発生と調査

#### ア 重大事態の発生

(ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

(生徒が自殺を企図した場合等)

(イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

(30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

※「生徒や保護者等からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。」

イ 重大事態が発生した際には下記の要領で報告を行う。

・直方高校→県教育委員会→県知事

ウ 福岡県教育委員会から重大事態調査の主体について、判断を仰ぐ。

(ア)直方高校を調査主体とした場合

・教育委員会の指導・支援のもと以下のような対応に当たる。

#### ◎重大事態の調査組織を設置

組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加をはかることにより、当該調査の公平性、中立性を確保するよう努める。

#### ◎調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査するよう努める。

(イ)福岡県教育委員会が調査主体となる場合

◎教育委員会の指示に従い、資料の提出など、調査に協力する。

(2) 調査結果の提供及び報告

ア 調査結果の提供

◎いじめを受けた生徒及びその保護者等に対して情報を適切に提供。

調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。適時・適切な方法で、経過報告を行うよう努める。

イ 調査結果の報告を下記の要領で行う。

・直方高校→県教育委員会→県知事

※調査結果には、今後の防止策といじめを受けた生徒及びその保護者等の所見をまとめた文書を添えて送付する。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ問題対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

ア 本校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。

エ いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者等との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

オ 本校の基本方針等について地域や保護者等の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

### 【管理職】

- ・いじめ防止に関する組織の方針や方向性を示し、円滑な運営を行う。
- ・いじめ防止の取組状況を確認し、必要な指導・助言を行う。
- ・生徒、保護者等及び教職員がいじめに関する相談ができる体制の整備を行う。
- ・教育相談体制の定期的な点検・整備をおこなう。

### 【生徒支援部】

- ・いじめ問題を校内研修会や職員会議等で積極的に取り上げ、教職員の共通理解を図る。



- ・いじめに関する情報収集に努め、気になる生徒や気になる事象がある場合、いじめ問題対策委員会を招集し、教職員の共通理解を図りながら、早期解決に取り組む。
- ・外部の関係機関と連絡を取り、情報交換や連携に取り組む。
- ・アンケート調査や教育相談等を計画し、実施後の評価・分析を行う。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターの活用を促し、適切に連携を図る。
- ・昼休み及び休み時間の校内巡視計画を策定し、生徒の様子を把握するよう全教職員で取り組む。
- ・外部の関係機関と連携を図り、いじめの早期発見に取り組む。

#### 【教務部】

- ・一人ひとりの生徒を大切に「分かりやすい授業づくり」を推進する。
- ・教育活動全体を通じて、道徳教育、言語活動及び体験活動を充実させ、教職員、生徒のいじめ防止の意識を高める。
- ・生徒の動態や出席状況等の情報提供を行い、危機管理体制を整備する。

#### 【特別支援コーディネーター】

- ・発達障がい等の生徒の状況を的確に把握し、必要な情報を教職員で共有する体制を整備する。
- ・外部の関係機関と連携を図り、情報交換や情報収集に努める。
- ・個別相談の体制をつくる。

#### 【人権・同和教育担当】

- ・人権教育の観点からいじめ防止に向けた取組を実施する。
- ・年間の人権教育の中に、いじめ防止を取り上げ、生徒の人権意識を高める。

#### 【環境保健部】

- ・保健室利用の状況や生徒の動向について、学級担任と密に連携を図りながら情報の共有を迅速に行う。
- ・不安や悩みを受容し、生徒の心の理解に努める。
- ・保健室利用生徒の動向について注意深く観察し、変化が感じられるときには、話を聴くとともに必要に応じて学級担任、学年主任、生徒指導主事等に報告し、いじめ問題対策委員会で情報を共有する。

#### 【学年・学級担任・授業担当者】

- ・学級全体にいじめを許さない雰囲気をつくり、安心して安全な学級づくりを行う。
- ・生徒観察を十分に行い、いじめを見抜く感性を磨き、気になる生徒の情報は学年主任をはじめ、教職員間で共有する。
- ・授業やホームルーム活動の中で、良好な人間関係をつくり、信頼関係を構築する。
- ・生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- ・教室や特別教室等、生徒が生活する場の点検を行い、生徒の状況に気を配る。
- ・個人面談、三者面談等の機会を利用して教育相談を行う。
- ・生徒の様子を注視し、人間関係の変化を見逃さない。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条[重大事態]に係る調査のための組織の役割と機能

ア 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

イ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。

ウ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

**【管理職】**

- ・重大事案の正確な実態把握を行い、関係生徒及び保護者等への対応を指示する。
- ・事実内容を確認し、教育委員会や関係機関との連携を図る。
- ・調査内容に基づき、指導・支援体制の構築に取り組む。
- ・事実確認により判明したいじめに関する情報を速やかに教育委員会へ報告する。

**【生徒支援部】**

- ・関係生徒や教職員に対して、事実関係を調査し、必要があると判断したときは、警察に援助を求める。
- ・事実の検証を行い、再発防止に向けた取組を行う。

**【被害生徒に対応する教職員】**

- ・被害生徒の安心安全を確保するとともに、被害生徒の不安の解消に努める。
- ・被害生徒にとって信頼できる教職員や生徒と協力し、被害生徒に寄り添える体制をつくる。
- ・スクールカウンセラーや養護教諭と連携しながら、被害生徒の自尊感情を高め、心のケアに努める。

**【加害生徒に対応する教職員】**

- ・いじめは人格を傷つけ、生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自分の行為の責任の大きさを理解させる。
- ・被害生徒が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、必要に応じて出席停止等の措置をとる。

**【全教職員】**

- ・いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題ととらえさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つことの大切さを理解させる。また、いじめに同調していた生徒に対してもいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級でいじめの話し合いを行い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を高めていく。

- ・加害生徒による被害生徒に対する謝罪や関係修復でいじめの解決とするのではなく、当事者や周りの生徒全員を含む集団が、好ましい学校生活取り戻すことが解決の最初の一步であるとする。
- ・すべての生徒が集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

## 7 学校評価

学校の「いじめ対策基本方針」に基づく取組については、以下の項目と達成目標を設定し、学校自己評価で評価するとともに、学校のホームページを活用して評価結果を公表する。また、生徒の意見については、本校で行われる学校生活アンケートにいじめ問題に関する項目を設定し確認する。

### 【評価項目と達成目標】

- いじめを許さない環境づくりに係る取組
  - ⇒ すべての学校行事で「いじめ防止」意識を啓発する。
- 定期的・必要に応じたアンケートの実施
  - ⇒ アンケートの実施と回答の丹念な点検を行う。
- 個人面談・三者面談の実施
  - ⇒ いじめの有無や心配なこと等の確認を行う。
- 校内研修の実施
  - ⇒ 職員研修による「学校いじめ防止基本方針」を確認する。

これらの評価結果については、いじめ問題対策委員会や学校評議員で確認し、評価項目や達成目標の妥当性と必要な改善策について議論するとともに、生徒や保護者等からの意見を参考にPDCAサイクルに基づいて「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しを行うものとする。